

6月28日（火）

令和 4 年 6 月 28 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	凶師博規	(無所属の会 チームひまか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	徳重忠夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	濱砂守	(同)
23番	二見康之	(同)
24番	山下博三	(同)
25番	西村賢	(同)
26番	日高博之	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	日高陽一	(同)
34番	横田照夫	(同)
35番	野崎幸士	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	右松隆央	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主任主事	飯田貴久
議事課主任主事	山本聡

◎ 常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第11号まで及び報告第1号の各号議案、並びに継続審査中の請願第6号及び第9号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、補正額は112億4,900万円余の増額となっております。歳入財源の主なものとしては、国庫支出金が74億2,200万円余、繰入金が17億2,700万円余、県債が18億6,900万円となっております。この結果、さきに可決されました議案第13号を含めると、補正後の一般会計の予算規模は6,577億7,000万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は3,800万円余の増額であり、議案第13号を含む一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は237億6,200万円余となります。

次に、新規事業「みやざきフードビジネスDX実装支援事業」についてであります。

この事業は、地域の雇用の受皿となっている飲食店や飲食料品小売業に対して、DXに成功している先駆的な取組を本県に導入し、生産性の向上や稼ぐ力の強化を図るものであります。

このことについて委員より、「様々な分野でDXの取組が進んでいるが、飲食店や小売業においてはどのような活用方法や効果が見込まれるか」との質疑があり、当局より、「人の流れや来店者の属性など、AIカメラで収集したデータと天候などのビッグデータを組み合わせることで需要予測を立てることが可能となり、仕入れや従業員のシフトの効率化が図られるといった業務改善が効果として見込まれる」との答弁がありました。

また、別の委員より、「今年度は3社への支援を予定しているとのことだが、どのような事業者を選定していくのか」との質疑があり、当局より、「今後、セミナーと説明会を開催し、事業者からヒアリング等を行いながら、事業規模や業種等を考慮した上で意欲ある事業者を選定していく」との答弁がありました。

次に、新規事業「マイナポイント取得促進事業」についてであります。

この事業は、マイナンバーカードを活用した消費活性化策であるマイナポイント事業について、ポイントの取得方法に関する広報や手続の支援等を行うものであります。

このことについて委員より、県内のマイナンバーカードの取得率について質疑があり、当局

より、「6月1日現在の県全体の取得率は57.8%となっており、取得率が最も高い都城市では79.7%となっている一方で、30%台の市町村も存在している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「市町村で取得率に差があるのはどのような理由からか」との質疑があり、当局より、「市町村の取組意識の差が大きな要因であることから、全ての市町村から問題点を聞き取ってサポートしていく取組を行っているところである」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「さらに取得率を上げていくためには、個人情報の管理やセキュリティに対する県民の不安を取り除くとともに、行政サービスの利便性向上などのマイナンバーカードがもたらす本来のメリットを丁寧に説明していく必要がある」との意見がありました。

次に、宮崎県情報公開条例の改正についてであります。

これは、近年、特定の人物による「請求する権利の濫用」と見受けられる公文書の開示請求が発生していることから、円滑な行政運営を確保するため、適正な請求についての規定を追加するものであります。

このことについて委員より、「権利の濫用に当たるかどうかをどのように判断するのか」との質疑があり、当局より、「判断基準を定めるとともに、必要に応じて専門家に意見を伺うなど、しっかりと協議した上で判断してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「正当な権利が侵害されることのないよう慎重に運用していただきたい」との意見がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定い

たしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案第1号については全会一致により、議案第6号については賛成多数により決定しました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で66億9,400万円余の増額であり、この結果、さきに可決されました議案第13号を含めると、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,657億2,200万円余となります。

このうち、新規事業「高齢者施設等往診対応医療機関支援事業」についてであります。

この事業は、新型コロナウイルス感染者の施設内療養を行う施設のうち、重症化リスクを有する患者が多い高齢者施設や障がい者施設に対して、往診を行う医療機関を支援することにより、医療提供体制の強化を図るものであります。

このことについて委員より、「施設内でのクラスター発生事案もあったが、これまでは同様

の支援事業はなかったのか」との質疑があり、当局より、「以前には施設内療養をお願いする事例が少なかったが、今回のオミクロン株では、施設内で療養することとなった患者が増加し、それに対して特定の医療機関が複数の施設を往診するなど負担が集中していたことから、往診をする医療機関の数を増やすため、新たに支援を行うものである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県が派遣要請を行った際に、速やかに往診していただくため、事前の調整が必要と考えるが、医師会との協議は進んでいるのか」との質疑があり、当局より、「医師会からは、前向きな御意見をいただいております。本事業によって派遣要請に協力いただける医療機関は増加するものと考えている」との答弁がありました。

次に、病院局の条例改正についてであります。

これは、国の診療報酬改定に伴い、紹介状を持たずに県立病院を受診した患者から徴収を義務づけられている、初診加算料及び再診加算料について、条例に定める上限額を引き上げるものであります。

このことについて委員より、引き上げられる理由に関して質疑があり、当局より、「まずはかかりつけ医で診療を受け、必要に応じて地域医療支援病院を紹介してもらうことで、役割分担や連携を推進し、真に必要な方への高度医療や救急医療を確保するとともに、医師の働き方改革が求められる中で、医師の負担軽減を図ることが目的である」との答弁がありました。

これに対し別の委員より、「本県は医師少数県であり、医療の質を確保する必要があるため、役割分担の明確化と地域の医療機関との連

携強化にしっかりと取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案第7号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、県営国民宿舎の活用検討についてであります。

県営国民宿舎えびの高原荘及び高千穂荘は、改築から20年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることに加え、赤字経営が続いている状況となっております。

このことについて当局より、「両施設は、県内観光客を周遊させ、経済効果を波及させるための拠点施設としての役割が求められることから、引き続き県が保有して運営を継続し、地元市町との連携や、指定管理者の自主的な集客の取組への支援を行うことで、施設の魅力向上や利用客の増加を図っていきたい」との説明がありました。

これに対して委員より、「赤字経営が続く施設を県が今後も運営していくのか。ほかの運営形態も検討する必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「これまでの経営実績や、自然災害などの環境要因を分析した結果、施設の魅力向上や誘客対策にしっかりと取り組めば、黒字経営は可能であると考えている。今後、地元市町と連携しながら、県の観光拠点施設としての活用を図るとともに、指定管理期間の延長など、指定管理者の積極的な投資を促す方策も検討していきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で42億5,200万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は791億4,600万円余となります。

次に、工事請負契約の変更についてであります。

これは、令和4年3月から適用された公共工事設計労務単価等に係る特例措置により、広域連携道路事業国道447号真幸工区（仮称）真幸トンネルの請負金額が変更となるものであります。

このことについて委員より、「受注者からの請求により、新たな労務単価による請負金額への変更が可能となっているが、対象事業者への周知は行われているのか」との質疑があり、当局より、「技能労働者への適切な賃金水準の確保に関する文書を発出し、受注者に対して適正な労務単価での契約を促すとともに、今回の特例措置を積極的に活用するように呼びかけている」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「新たな労務単価

が反映された請負金額は、元請業者にとどまらず、下請業者の手元まできちんと届いているのか」との質疑があり、当局より、「施工体制点検において、取引上の地位を不当に利用した契約が行われていないかなど、下請契約が適切に締結されていることを確認するとともに、適正な金額を支払うように指導している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、労務単価の上昇に伴う適正な利潤の確保や賃金の改善が、下請業者にまで行き届くよう、引き続き点検や指導にしっかりと取り組んでいただくよう要望します。

次に、訴えの提起についてであります。

これは、平成31年4月に、串間市の福島港岸壁に船舶を衝突させ損傷させた船主らを相手に、原状回復工事に係る費用全額の賠償を求める訴えを提起するものであります。

このことについて委員より、「原状回復工事は早期に行うべきと考えるが、損傷箇所の調査や復旧工事業者との調整に時間を要したのはなぜか」との質疑があり、当局より、「船主が香港の法人であるため、損傷箇所の特定など、調査に着手するまでに時間を要したことに加え、調査後の復旧費用の算定についても時間を要したためである」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、環境森林部の補正予算であります。

今回の補正は、一般会計で5,200万円余の増額であり、この結果、さきに可決されました議案第13号を含めると、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は217億300万円余となります。

このうち、新規事業「みやざき森林クラウド基盤構築事業」についてであります。

この事業は、森林簿や森林計画図などの森林計画関係図簿の閲覧や、その取得における利便性の向上を図るため、ネット環境での閲覧等を可能とする新たなクラウド基盤を構築するものであります。

このことについて委員より、「これまでも、森林計画関係図簿のデジタル化に取り組んでいるが、今回の事業では、どのような取組を進めようとしているのか」との質疑があり、当局より、「県が保有するデータのデジタル化は進んでいるが、今回、そのデータを森林クラウドシステム上で閲覧等ができるように変換することと併せて、市町村等が保有している森林情報の実態を調査し、将来的にクラウド上で閲覧等ができないか、その可能性について検討することとしている」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算であります。

今回の補正は、一般会計で1億9,000万円余

の増額であり、この結果、さきに可決されました議案第13号を含めると、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は458億5,800万円余となります。

このうち、きらり輝く農業人材確保支援事業についてであります。

この事業は、既存事業に加え、新たに農福連携人材育成事業として、農業現場における障がい者の雇用・就労に関して継続的にアドバイスを行う専門の人材を育成し、多様な人材がより定着しやすい環境の整備等を図るものであります。

このことについて委員より、「障がい者の就労支援事業所が長年農業に関わっているが、作業の内容や賃金の面で大変苦戦している実情がある。この事業ではどのような取組が行われるのか」との質疑があり、当局より、「農業側・福祉側双方に相手側に対する知識不足や認識不足といった課題があったため、今回、専門の人材として国が認定する農福連携技術支援者を育成し、双方の橋渡し役として現場で助言・指導を行うこととしており、当事業により農業と福祉双方の課題解決につなげてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、当事業は、農業と福祉の双方にとって大変有効な事業と考えられますので、福祉保健部とも十分連携して取り組んでいただくよう要望します。

次に、新規事業「海藻等養殖生産安定化緊急対策事業」についてであります。

この事業は、カキやワカメ養殖の生産の安定化を図るため、海藻の養分となる栄養塩の安全かつ効率的な強化技術を確立するための調査や、陸上水槽試験などを実施するものであります。

このことについて委員より、「海藻等の成長に必要な海の栄養塩類が不足しているということであるが、原因としてどのようなことが考えられるのか」との質疑があり、当局より、「窒素やリンといった栄養塩が減少していることが全国的に知られており、瀬戸内海や有明海では、下水処理施設等からの窒素排出量を増やすことでノリやワカメ養殖場に栄養塩を供給している事例もあることから、河川流域の下水処理施設等の発達等により海域への栄養塩類の流入量が不足していることも、原因の一つと考えられる」との答弁がありました。

また、別の委員より、「河川浄化は大切な問題であり、水質の改善にしっかりと取り組んでいただきたいが、一方で、河川の浄化が海藻等の成長に影響を及ぼしているとするれば、その対応に関しての調査研究を進めていくことに意義がある」との意見がありました。

当委員会といたしましては、河川の浄化と海の栄養分不足という課題について、環境森林部と農政水産部の両部で情報を共有し、しっかりと連携して対応していただきますよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

議案第1号外3件であります。慎重に審査いたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、請願第6号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局の電気事業会計の補正予算についてであります。

今回の補正は、国の令和4年度当初予算を受け、県土整備部が、多目的ダムの改良工事の増額補正を行うことに伴い、共同施設負担金を増額するものであります。

このことにより、資本的支出で600万円余の増額となり、補正後の資本的支出の合計は31億1,900万円余となります。

次に、企業局ゼロカーボンPR事業の進捗状況についてであります。

このことについて当局より、「啓発活動に活用するため、今年度、電気自動車を1台購入する予定であったが、半導体不足に加えて、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や新型コロナウイルスによる中国でのロックダウンの影響により、納車までに1年以上かかる見込みであるため、電気自動車による啓発活動は来年度になる見通しである」との報告がありました。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2,100万円余の増額であり、この結果、さきに可決されました議案第13号を含めると、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,126億8,100万円余となります。

このうち、新規事業「多様な学びを推進する

普通科支援事業」についてであります。

この事業は、県立学校の普通科における多様な学びを推進するため、地域社会に関する学びに先進的に取り組んできた飯野高等学校をモデルとして、特色・魅力のあるカリキュラムと教育方法を開発するとともに、関係機関との連携協力体制を整備し、その実践と成果の検証を行うものであります。

このことについて委員より、「どのようなカリキュラムを想定しているのか」との質疑があり、当局より、「大学や地域の企業等の協力の下、地域をフィールドに、対話力や課題解決力、イノベーション力などが身につくカリキュラムを開発していきたい」との答弁がありました。

次に、次期「宮崎県教育振興基本計画」の策定についてであります。

このことについて委員より、「不登校の児童生徒の受皿となるフリースクールや夜間中等等の多様な学びの場の創設について、基本計画に盛り込んでいただきたい」との要望があり、当局より、「多様な学びの場を含めた様々な検討事項はもとより、GIGAスクール構想などの国の動き等を十分踏まえながら、計画を策定してまいりたい」との答弁がありました。

次に、県内における自然災害の現況と県警による災害対策についてであります。

このことについて当局より、「警察が行う災害対応は、救出救助のみならず、身元確認や被災地での警戒警ら活動など、多岐にわたっている。昨今の大規模な災害に迅速に対応するためには、初動体制の構築が重要であることから、最新の気象情報等を収集できる専用端末を警察本部や各警察署に配備するなど、災害対策を強化している」との説明がありました。

当委員会といたしましては、災害が発生した際、迅速に対応するためには、平時における準備が大変重要であることから、住民に対する防災指導や関係機関との連携など、災害を意識した備えをさらに推進していただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員 〔登壇〕(拍手) おはようございます。私は日本共産党を代表して、議案第1号、第6号及び第7号の3議案について反対の立場から討論いたします。

議案第1号「令和4年度一般会計補正予算」について述べます。

本議案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ112億4,969万9,000円を追加し、予算総額を6,527億2,669万9,000円に補正しようとする

ものであります。補正の内容は、検査・医療提供体制の確保などの新型コロナ対策や、一時預かり利用者負担軽減事業、妊婦訪問支援事業、離島航路運航維持対策事業等々、県民の命と生活を守る上で欠くことのできない補正であり、評価されるべきものであります。

ただ、新規事業「マイナポイント取得促進事業」923万9,000円が計上されていることに、我が党としては同意できないものであります。

本事業は、マイナンバーカードの取得促進を図るため、テレビCM等を活用した広告や、出張申請窓口の設置等を進めるものであります。

討論では、基本的な点だけ述べます。本来、情報通信などデジタル技術の進歩は、人々の幸福や健康に資するものでなくてはならないと思います。地方自治体においては、地方自治の発展や住民の福祉の増進のために、この技術が有効に活用されなければなりません。ところが、5月12日に成立したデジタル関連法は、国や地方自治体のシステムや規定を標準化・共通化して、個人情報を含むデータの利用を強力に進めるものです。

担当大臣は、「国や地方自治体等が保有する有用な情報をオープンデータとして整備・公表したり、デジタル社会における基幹的なデータベースとして多様な主体が参照できるようにするよう整備していきます」と述べて、特定の企業のもうけのために、自治体が持つ個人情報を利用することをあけすけに語っております。

今年3月、LINEユーザーの個人情報が中国から閲覧可能になっていました。またグーグルもフェイスブックも、日本国内の利用者の情報を海外に移転していました。東京商工リサーチによると、2012年から2020年の間に、個人情報の漏えい、紛失は460社で、個人情報は1

億404万人分になります。国民からは、自分の情報が全く管理されていないことから、信頼を失っております。

マイナンバーカードの健康保険証としての利用を進めておりますが、これも何の大義もありません。内容はもう申し上げません。

政府は、マイナンバーカードに固執して、カードの機能拡大などを盛り込んだデジタル化の工程表を取りまとめ、地方自治体に強制いたしております。問題の多いマイナンバーカードの普及を、なりふり構わず推し進めておりますが、このことが新たな混乱を引き起こしております。

オンライン化率が30%程度であるなら、行政事務の効率が逆に低下するというもので、いわゆる「死の谷」と言われ、ここに転がり落ちる自治体が生まれています。マイナンバーカードの普及率が38.6%にとどまっていることは、死の谷の連続となっているというものです。

以上のように、国民の個人情報管理の面からも、また行政事務の面からも重大な問題のあるマイナンバーカード普及の事実上の強要は、中止することを要求するものであります。

次に、議案第6号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について述べます。

本条例は、紹介状を持たずに県立病院を受診した患者の初診加算料を5,093円から7,070円に、再診加算料は2,546円から3,300円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

そもそもこの制度は、国の医療制度改革によって導入されたものです。県立病院など地域医療支援病院と地域の民間病院との役割を明確にして、より必要な医療提供が図られ、医療従事者の過重労働を軽減することは重要でありま

す。既にその役割分担は、直接多額の初診加算料を負担させることによって受診抑制が図られており、周知されていると思います。したがって、さらに患者負担を増やして受診を減らさなければならぬ状況にあるとは思えません。

今回、診療報酬の改定で最低額が引き上げられたからという理由のようではありますが、新たな県民負担には同意できないものであります。

最後に、議案第7号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

本件は、宮崎県屋外型トレーニングセンターが来年4月1日に供用開始予定であるため、これを公の施設として追加するというものであります。

県屋外トレーニングセンターの問題点については、さきの議会において、本施設がフェニックスリゾート社の附帯施設であることなどの問題点を討論いたしました。報告によると、知事部局において民地に公共施設を設置しているものは一件もないというものであります。公共性があるからこそ、当然行政は、まずは土地を求めるものであります。この原則から逸脱している本件事業の異常性は実に明白であります。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第6号及び第7号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第6号及び第7号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第5号まで、第8号から第11号まで及び報告第1号採決

○中野一則議長 次に、議案第2号から第5号まで、第8号から第11号まで及び報告第1号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第6号及び第9号について一括お諮りいたします。

両請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和4年6月28日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 二見 康之
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

若年者の技能検定実技試験受検手数料の減免を求める意見書

議員発議案第2号

農畜水産業における燃油、肥料・飼料、資材等の価格高騰対策の拡充に関する意見書

議員発議案第3号

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

議員発議案第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第5号

地方公共団体情報システムの標準化の財政支援等を求める意見書

議員発議案第6号

環境教育の推進及び学校施設のZEB化

のさらなる推進を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第6号まで

追加上程、採決

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第6号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第6号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第6号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○中野一則議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配

付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○中野一則議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年6月定例会を閉会いたします。

午前10時45分閉会